

No.	助成事業名／団体名	助成上限額	助成対象団体・内容	募集期間
6	一般助成事業 (社福)清水基金 03(3273)3503	1法人につき50万円～700万円 (原則として申込法人が事業費の30～50%未満を負担)	施設福祉及び地域福祉に必要な建物(新築・改修・増改築)、車両、機器等に対し助成。 ①障害児・者福祉の増進を目的として運営されている民間社会福祉法人施設の機能整備事業 ②①の施設が行う、在宅福祉サービス等地域福祉活動推進のための機能整備事業が対象事業となる。	H22.5.1～H22.7.31(必着)
18	市民活動助成 財団法人ユニバーサル財団 03-3350-9002 http://www.univers.or.jp/	原則1団体につき上限100万円(ただし、活動内容および規模により査定あり)	豊かで活力ある長寿社会の実現をめざして、一人ひとりが生き生きと充実した人生を送ることができる新しい世紀の社会づくりやコミュニティ再構築等の活動に助成。また、活動を世界に拡げて助け合うことが大事であり、国際支援・交流等を行っている市民活動団体にも広く活動助成を行う。 特に次の項目に該当する団体を助成対象とします。 ①高齢者が活動する市民活動団体 ②高齢者の医療・保健・福祉、まちづくり等、高齢者を対象とする市民活動を行う団体が対象。	H22.7.30(必着)
19	平成22年度社会福祉助成金 財団法人みずほ福祉助成財団 03-3201-2442 http://homepage3.nifty.com/mizuhofukushi	①事業助成:1件につき原則15万円～100万円以内 ②研究助成:1件につき原則200万円以内	社会福祉の向上に寄与することを願って社会福祉に関する諸活動に対して助成を行う。主として、障害児者(身体、知的、精神)の福祉向上を目的とする事業や研究に助成する。 社会福祉(身体、知的、精神の障害児者関係)に関する民間の事業・研究に対して行い、以下の条件を具備する先が対象となる。 ①<事業助成>原則として1年以上継続した活動実績がある法人施設、任意団体、共同作業所等※個人は除く ②<研究助成>・法人施設、任意団体、研究グループ(構成員3人以上)※個人は除く ・(社)日本社会福祉教育学校連盟加盟校については、同連盟に推薦をお願いしている ※ただし、事業助成、研究助成ともに過去3年間に当財団から助成を受けた実績がある先は対象外。	H22.7.末日(必着)
20	平成22年度(財)日本おもちゃ図書館財団 助成金 財団法人日本おもちゃ図書館財団 03-5299-9010	①A申請:「おもちゃ図書館」1館につき30万円 ②B申請:一律5万円	当財団は、障害児が玩具による遊びを通して広がりある交流を可能とし、社会の一員としてひらかれていくことに資することを目的とする。 助成対象となる「おもちゃ図書館」は、 ①障害児を中心に利用され、広く地域に開放されており、また、その運営主体はボランティアが中核となっている。 ②原則として既設の「おもちゃ図書館」であること。ただし、当該年度内に開設を準備している「おもちゃ図書館」にあつては、地域の社会福祉協議会の推薦がある場合は対象となることができる。 ③利用者に無料で利用されていることが原則となっている「おもちゃ図書館」である。 <A申請(事前リストアップ方式)> ①おもちゃの購入に要する費用 ②手作りおもちゃのための材料に要する費用 ③おもちゃ図書館の整備のためのジュウタン、おもちゃ格納箱、おもちゃ格納戸棚及び、おもちゃ陳列棚等、備品購入に要する費用 ※③は、①又は②と併用しての申請に限る。備品のみ購入の費用としては基本的に対象外。 <B申請(事後報告方式)> ①おもちゃの購入に要する費用及び、手作りおもちゃのための材料購入のみに要する費用に対し、一律5万円を助成。但し、本助成決定後に購入したものに限り。 ②おもちゃ図書館の整備のためのジュウタン、おもちゃ格納箱、おもちゃ格納戸棚、おもちゃ陳列棚等、備品購入に要する費用は対象外。 ※申込書の提出に際して、市区町村 社会福祉協議会の推薦が必要。	H22.9.30(必着)
23	小さな共生助成金 共生・地域文化大賞運営事務局 075-353-6292 http://tomoiki.jp	1件あたり1～10万円	地域の身近な課題を解決する小さな「共生」を実現しようとする、地域文化活動に対して助成を行う。募集期間中は随時受け付け、より多くの団体を支援する。 地域の活動団体と仏教寺院や僧侶らの協働による地域文化活動、または、仏教寺院や僧侶らが独自に取り組む地域文化活動について、事業費の助成を行う。 地域文化活動に取り組む市民活動団体(NPO)やボランティア団体などが対象。(法人格の有無は問わないが、会則や決算報告書を持ち、組織的に意思決定ができる団体)また、単独で活動している仏教寺院(僧侶ら)、市民活動団体(NPO)やボランティア団体などと協働で地域文化活動に取り組んでいる仏教寺院(僧侶ら)も対象。 <対象となる活動イメージ> ①主に市民活動団体が主体となるもの ②市民活動団体、仏教寺院ともに主体となるもの ③主に仏教寺院が主体となるもの ④仏教寺院独自に主体となるもの	H22.7.1～H23.1.25(必着)